

写

5 農産第 1550 号 - 4
令和 5 年 10 月 24 日

北海道農政事務所長
各地方農政局長
内閣府沖縄総合事務局長

} 殿

農産局長

令和 5 年度肥料価格高騰対策事業のうち化学肥料低減定着対策事業に係る
地域計画書の作成について（第 3 期公募）

肥料価格高騰対策事業のうち化学肥料低減定着対策事業（以下「本事業」という。）
に係る地域計画書について、第 3 期の公募期間を設けることとする。

については、肥料価格高騰対策事業実施要領（令和 3 年 12 月 20 日付け 3 農産第 2156
号農林水産省農産局長通知。以下「実施要領」という。）別記 2 の第 2 の 12 の規定に
基づき、下記のとおり必要事項を定めたので、貴局管内の関係機関に通知されたい。

記

1. 交付金所要額の上限

第 3 期公募における実施要領第 10 の 2 の（1）のアに基づき作成する地域計画書の
交付金所要額（本事業の推進に係る費用を含む）の合計は、5,000 千円を上限とする
こと。

2. 地域計画書の協議期限

第 3 期公募における実施要領第 10 の 2 の（1）のイの規定に基づく地域計画書の
協議は、令和 5 年 11 月 14 日（火）までに行うこと。